

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第44号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第60条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 100分の <u>125</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。)にあつては100分の <u>105</u> )を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3から6まで (略)	(期末手当) 第60条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 100分の <u>130</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。)にあつては100分の <u>110</u> )を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3から6まで (略)

第2条 四日市市職員給与条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第60条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 100分の <u>127.5</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上	(期末手当) 第60条の2 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 100分の <u>125</u> (給料表の適用を受け

であるもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3から6まで (略)

るもの(第60条の5及び附則第74条第4項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3から6まで (略)

#### 附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(総務部人事課)